

【ポスター発表】

恩給法からみる介護福祉の構成要素

—明治期の看護と介護—

○中部学院大学大学院博士後期課程 氏名 鈴木 真智子 (009161)

キーワード3つ：介護の概念 明治期の看護 法令上の介護

1. 研究目的

1987（昭和 62）年「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、国家資格として介護福祉士が誕生した。これに伴い、介護の定義や概念に関する研究が進められてきた。時代の変化とともに、「介護」という用語がさまざまに使われてきたが、介護保険制度が導入されて頻繁に「介護」という用語が用いられている現在においても明確な概念規定がなされているとは言えない（村西，2007）。

現在、介護の人材不足は日本の大きな社会問題（須江 2025：55）となっている。古来、家庭で行われてきた介護を職業としての介護と明確にすることは、介護人材の量的及び質的課題の解消に不可欠である。我が国において、「介護」という用語が法令上初めて用いられたのは、明治 25（1892）年、軍人恩給法の「陸軍軍人傷痍疾病恩給等差例」である。本研究では、恩給法での「介護」の用いられ方と明治期の看護との関係から、介護の成り立ちとともに介護福祉の構成要素について検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は文献研究である。研究の視点は、法令上、初めて「介護」という用語が用いられた軍人恩給法「陸軍軍人傷痍疾病恩給等差例」、その後改正された「恩給法」における「介護」の記述と明治期の看護制度の整備から、介護福祉の構成要素について検討するものである。

3. 倫理的配慮

本研究は、CiNii（国立情報学研究所）で公開されている文献や国立国会図書館（デジタルコレクション含む）で公開、閲覧可能な文献及び資料を対象としている。日本社会福祉学会研究倫理規定及び日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづくガイドラインを確認し、遵守して行った。本研究は、利益相反はない。

4. 研究結果

1890（明治 23）年、軍人恩給法「陸軍軍人傷痍疾病恩給等差例」が発出された。これ

は、増加恩給額を傷病の程度で区分することを示した法令である（上之園，2022）が、この時は、「看護」が用いられた。介護が用いられたのは、1892（明治25）年改正であった。傷病の程度の区分は、時代とともに詳細になり最重度の表現に本命の「介護」が出てくる（今田，1998）。

国家の近代化を目指す明治期において、軍事制度が整備される一貫として看護制度も整備が進められた。1888（明治21）年に定められた「看護法」には、看護の内容として「病者看守・病褥・病室温度」「消氣法」「浴法」「消毒法」「患者飲食」「睡眠」「体温測定法」「泄物」「瀕死及死後ノ処置」（鈴木，2015）が示されている。明治期の看護教育では、「看侍（かんじ）」「介輔（かいほ）」は看護学教科書で多用され、「看護」「介抱」「看病」「みとり」は同義語で使われ、「介助」は、東京慈恵医院看護学の中で用いられている（遠藤，2018）。1901（明治34）年の「私宅看護法」（下平，1901）の中には、「介助」が使われており、「食事の介助、飲液の介助、大小便時の介助、喀痰の介助、発汗の介助、嘔吐の介助」と記載され、直接的な身体動作、生活行為を助けるの意味で用いられていたようである。

5. 考察

上之園（2022：91）は、「当時、多くの傷痕軍人は病院ではなく家庭で家族介護によって生活をしていた。その家族等が生活全般を支える行為と区別するため、法令上に「介護」という用語が登場したと考えられる」と述べている。軍人恩給法で対象となる重度の障害をもつ傷痕軍人は、治療ではなく、より生活上の手助けが必要であったことから、看護とは区別する手助けへの行為を示すものが必要となったと考えられる。当時、すでに用いられていた「介助」は、産婦に対する入浴や整容といった行為を自ら行うときの不自由さへの手助けという意味で用いられており、傷痕軍人の重度の障害の状態に適用する用語としては不足があったと考えられる。

「介護」は、治療の回復に寄与する診療の補助行為は除き、直接的な身体動作への手助けとともに、清潔に寝床を整えること生活上の基本的行為全般への配慮や体調への配慮といった行為を含んだものとして用いられたと考える。看護とは内容が異なり、家族機能としての身の回りの世話とも異なるものとして、「介護」という語が用いられたと考えられる。

引用文献

村西美恵子（2007）「介護・ケア・介護福祉の概念検討」「滋賀文化短期大学研究紀要／滋賀文化大学編」（17）19－29

須江裕子（2025）「介護職員の研修のあり方に関する一考察—介護職員の定着に向けて」『佛教大学大学院紀要社会福祉学研究科篇』第53号：55-72

上之園佳子（2022）「介護福祉学の構築に向けて—介護と看護の分化と協働：法制度史からの再考—」介護福祉学第29巻第2号87-101

今田拓（1998）「評価客体としての介護—史的視点から—」リハビリテーション医学 vol.35No.8 538-540

鈴木紀子（2015）「陸軍看護制度の成立史」国士舘大学審査学位論文 1-230

遠藤織枝（2018）「明治期の介護・看護を表す用語の実際」jstage.go.jp 39巻 105-123

下平文柳（1901）「私宅看護法」<https://dl.ndl.go.jp/pid/834334/1/10> 国立国会図書館デジタルコレクション 2024.12.21